

亀山

かめやま
市議会だより

令和7年
6月定例会号

vol.102

令和7年8月1日

発行 三重県亀山市議会

編集 広聴広報委員会



表紙写真: ヤギ小屋の前で
(幼保連携型認定こども園 あんぜんの丘こども園)

6月定例会のあらまし P2～4

- ・ 特定親族特別控除の創設等による改正
亀山市税条例の一部改正について

可決

6月定例会

- ・ 議案と議決結果 P5～6
- ・ 議会の主な動き P6
- ・ 議案質疑 P8～11
- ・ 一般質問 P11～17



6月定例会は、5月30日から6月23日までの25日間の会期で開催しました。

今定例会では、市長から、条例改正5件、令和7年度一般会計補正予算2件、その他、財産の取得や、市道路線の認定など6件、合わせて議案13件と、報告5件が提案されました。

また、閉会日には、追加議案として、市長から、条例改正、財産の取得、教育長の任命同意の合わせて3件と、議会から、意見書の提出2件が提案されました。

議案一覧・表決の結果は5ページ～

特定親族特別控除の創設等による改正

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

全会一致
可決

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としては、納税義務者の総所得金額から控除する所得控除について、納税義務者が特定親族を有する場合における特定親族特別控除を加えます。

軽自動車税の種別割減免申請書の記載事項について、新基準原付バイクに該当する場合は、総排気量又は最高出力を記載します。

身体障害者等に対する種別割の減免申請において、運転免許証の情報が記録された個人番号カードを提示した場合は、当該個人番号カードに記録された運転免許証の年月日、種類等の特定免許情報を確認するための必要な措置を受けなければならないこととします。

加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式について、現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式を重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方式とします。

公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、亀山市公告式条例で定める掲示場に公示事項が記載された書面を掲示することに加え、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることを可能とします。

【本会議での主な質疑】

- 改正の背景と趣旨について
- 市の財政への影響について
- 特定親族とは誰を指すのか
- 軽自動車税の身体障がい者等に対する種別割の減免申請について
- 公示送達の内容について



掲示場

委員会提出議案 意見書の提出について(1件)

全会一致で 可決

【産業建設委員会提出議案】

県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書

J R 亀山駅への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機及び横断歩道が、事前に本市への意見照会もなく、三重県公安委員会において撤去の決定がなされました。市長から議会に、この件について遺憾に思っていること、また、令和7年5月14日付けで「県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機撤去の撤回に関する要望」を提出したところ、令和7年6月18日に三重県警察本部長から、「信号機及び横断歩道の撤去は妥当である」との回答があったことの報告がありました。

当該交差点は、本市の玄関口である同駅へのアクセスを担う極めて重要な地点で、1日約9000台の通行があり、特に朝夕の通勤時間帯においては右折車両も多く、交通安全の観点からも信号機及び横断歩道の必要性は高いものであります。また、同駅周辺エリアは、再整備が進められており、地域の活性化、居住人口の増加、利便性の向上等を図ることにより、将来的には交通量や歩行者及び自転車の通行量の増加が見込まれるほか、地域公共交通である路線バスの発着点として、既に多くの市民や来訪者に利用されております。よって、当該交差点は、市内各地に伸びる交通ネットワークにおいて、重要な交差点であり、増加する交通需要に対して信号機による交通整理は不可欠であります。

これらのことから、本市の玄関口である同駅への主要なアクセスポイントにおける信号機及び横断歩道の撤去は、市民等の安全確保の根幹を揺るがしかねません。

また、警察庁の信号機設置の指針には「信号機の設置又は撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮するものとする」とされているにも関わらず、本市及び地域住民への説明が著しく不足しています。さらに、撤去決定に至る過程がずさんであり、撤去について地域住民の理解が得られているとは言えません。

よって、信号機及び横断歩道撤去に係る決定については一旦撤回した上で、改めて協議の場を設けることを強く求めます。

※三重県公安委員会委員長、三重県警察本部長に意見書を持参し、提出しました。



亀山駅前交差点

6月定例会のあらまし

議員提出議案

意見書の提出について(1件)

全会一致で 可決

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

本市の令和6年度消費生活相談件数は、253件となっており、特に、特殊詐欺事案につながるような不審な電話、郵便、SNS等に関する相談が増えています。

こうした消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保、消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終了するため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、政府におかれては、下記の措置を行うよう強く要望します。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

※国等の関係機関に意見書を送付しました。



三重県消費生活センターキャラクター「ダンコムシ」



鈴鹿亀山消費生活センター

6月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、6ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
44	亀山市税条例の一部改正について 地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
45	亀山市都市計画税条例の一部改正について 地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
46	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について 福祉医療費受給資格証の交付を受けた助成対象者が、保険医療機関を受診し、福祉医療費の助成を受けようとする際の受給資格証の提示に係る取扱いについて見直しを行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
47	亀山市国民健康保険条例の一部改正について 令和7年5月8日に新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支払請求権が時効により消滅したことから、同日以後に傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
48	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について 建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
49	令和7年度亀山市一般会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
50	令和7年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
51	財産の取得について 平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで、消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和7年5月14日付けで仮契約したため議会の議決を求める。	可決	全員賛成
52	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、小下3号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
53	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、田村28号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
54	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線である、町南1号線の市道路線の認定について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
55	市道路線の変更について 開発行為による区域変更に伴う停車場東北支線の市道路線の変更について、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
56	専決処分した事件の承認について 地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、令和7年4月1日から施行が必要な亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、令和7年3月31日付けで専決処分したため、議会の承認を求める。	承認	全員賛成
57	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことから、これに準じて市の選挙管理委員会において選任する選挙長等の報酬の額を引き上げるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
58	財産の取得について 平成28年に取得した校務用パソコンを更新することで、学校のICT環境整備を図るため、指導者用端末等の取得について、令和7年6月17日付けで仮契約したので、議会の議決を求める。	可決	全員賛成
59	亀山市教育委員会教育長の任命同意について 亀山市教育委員会教育長の中原博氏は、令和7年8月31日をもって任期満了となることから、引き続き同教育長として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	賛12:反3
委員会 3	県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について	可決	全員賛成
議員 1	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

※委員会=委員会提出議案、議員=議員提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 欠は欠席 なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
議案名	議員名	古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	高島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢 美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤 彦太郎	服部 孝規	櫻井 清蔵
		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	欠	賛	賛	—	反	反	反
議案 第59号	亀山市教育委員会教育長の任命同意 について																	

議会の主な動き

4月

- 2日 広聴広報委員会
- 4日 広聴広報委員会
- 14日 広聴広報委員会
愛知県岡崎市行政視察来庁(民間活用市営住宅)
- 16日 産業建設委員会協議会
産業建設委員会
- 18日 全員協議会
予算決算委員会協議会
- 23日 政策検討部会
- 28日 議会改革推進会議検討部会

5月

- 12日 議会改革推進会議検討部会
- 13日 産業建設委員会協議会
- 14日 教育民生委員会協議会
- 15日 総務委員会協議会
総務委員会
- 19日 全員協議会
議会改革推進会議
議会改革推進会議検討部会
- 21日 教育民生委員会協議会
教育民生委員会
- 22日 香川県観音寺市行政視察来庁(議会広聴広報)
- 23日 議会運営委員会
- 26日 政策検討部会
- 30日 6月定例会開会
予算決算委員会
予算決算委員会

6月

- 10日 本会議 議案質疑
予算決算委員会
正副委員長会議
- 11日 一般質問
- 12日 一般質問
- 13日 一般質問
- 16日 産業建設委員会
産業建設委員会
- 17日 教育民生分科会
教育民生委員会
- 18日 総務分科会
総務委員会
総務委員会
- 20日 予算決算委員会
産業建設委員会
産業建設委員会
議会運営委員会
議会改革推進会議検討部会
- 23日 産業建設委員会
議会運営委員会
6月定例会閉会
総務委員会
教育民生委員会
議会改革推進会議
- 24日 政策検討部会
- 30日 広聴広報委員会



各常任委員会の所管事務

5月13日、14日、15日に各常任委員会協議会を開催し、執行部からそれぞれの所管する主要事務事業などについて説明を受け、関係施設等の視察を行いました。

総務委員会協議会

(5月15日)

所管部署

- ・政策部
- ・総務財政部
- ・防災安全課
- ・会計課
- ・消防本部及び消防署
- ・監査委員事務局
- ・選挙管理委員会事務局



亀山消防署救助艇



災害時応急活動用油圧ショベル

教育民生委員会協議会

(5月14日)

所管部署

- ・市民文化部
- ・健康福祉部
- ・子ども未来部
- ・医療センター
- ・教育委員会



オンライン居場所「ふあいんど」



亀山市民活動・ボランティアセンター（ぶらっと）

産業建設委員会協議会

(5月13日)

所管部署

- ・産業環境部
- ・建設部
- ・上下水道部



辺法寺加圧ポンプ場



石水溪キャンプ場バンガロー施設

令和7年度亀山市中学生議会を開催します

亀山市議会では、次世代を担う子どもたちが、行政や議会の仕組みを学ぶことで市政への関心と理解を深めるとともに、意見の調整や発表の機会を通して参画意識を高め、子どもたちの自由な発想や視点からの意見や提言を市政の参考とすることを目的に令和7年度亀山市中学生議会を開催します。

日 時 令和7年8月26日(火) 午前10時から

場 所 亀山市議会議場

中学生議長及び議員 市内中学3年生 15名程度

テーマ もっと好きになれる！亀山市の未来について考える

この中学生議会では、一般質問を体験していただきます。



※中学生議会の傍聴については、学校関係者及び保護者に限定させていただきますので、一般の傍聴についてはご遠慮ください。

一般質問 議案質疑

？議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

？一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



議案質疑

森 美和子<公明党>

議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

- PMHとはなにか
- 福祉医療費助成制度への影響について
- 現行の受給資格者証について



Q 国の令和6年度PMH先行実施事業を活用したことによる条例改正だが、PMHとは何か尋ねる。

A Public Medical Hubの略で、デジタル庁が開発した自治体向けの医療費助成分野、予防接種、母子保健分野等を対象とした情報連携ネットワークのことである。本市においては、これらのPMH先行実施事業の対象のうち、医療費助成分野について整備を図ったものである。

Q マイナ保険証を福祉医療費の受給資格証として利用できるようになるが、医療機関での対応は可能であるのか。

A 令和7年4月1日現在で、市内全ての病院や診療所、歯科診療所及び薬局でマイナ保険証を利用することが可能であることを把握している。そのうち、マイナ保険証を医療費助

成の受給資格証として利用できる医療機関や薬局は、市内では各2箇所ずつあり、デジタル庁のホームページで公表されている。なお、令和8年度以降、国は全国展開の体制を構築し、公費負担医療、地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認を推進していくこととしているため、令和7年度以降、医療費助成のオンライン資格確認に対応する医療機関は拡大をしていくと考えている。

Q PMHの導入により、福祉医療費助成対象者が改めて手続きを行う必要はないのか。

A 受給資格証が交付されている方が新たに申請をする必要はなく、従前の受給資格証の提示による資格確認の方法に加え、医療費助成のオンライン資格確認に対応している医療機関では、マイナ保険証だけで受診することが可能となる。

【その他の質疑】

- ・議案第44号 亀山市税条例の一部改正について
- ・議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- ・報告第3号 令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について



深水 隆司<新和会>



議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

●軽自動車税関係について

報告第6号 放棄した私債権の報告について

●放棄した理由等について

Q 令和7年11月から適用開始となる新たな排ガス規制に伴い、総排気量50cc以下の第1種の車両区分の中に位置付けられた新基準原付バイクとはどのようなバイクなのか。

A 新基準原付バイクは、総排気量50cc超125cc以下であるが、最高出力を現行の50cc原動機付自転車と同等の4キロワット以下に抑え、原付免許で運転できるバイクである。国土交通省の最高出力確認制度に基づき、「最高出力確認済み証明書」及び「最高出力確認済みの表示シール」の有無で確認をする。

Q 新基準原付バイクを、購入後に改造して本来の125ccの出力に戻すといった不正改造を行うことは考えられないか。

A 新基準原付バイクは、最高出力を4キロワット以下に制限し、制御方式及び変更・設

定の解除ができないものでなければ販売できないことから、不正改造は基本的にできないと考えている。

Q 使用料や手数料の債権を放棄した理由のうち、「債権の少額」の基準について尋ねる。

A 本市では、亀山市私債権の管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき債権管理を行っており、債権放棄の可否は、亀山市滞納処分判定委員会において処分を決定している。「債権の少額」の基準については、明確な基準はないことから、訴訟などの手段を取ることは経済的合理性、費用対効果に欠け、債権者が無資力など条件により判断している。

Q 債権放棄の理由のうち「行方不明による徴収停止」において、行方不明者への対応はどのようにしているのか。

A 「行方不明による徴収停止」を理由とする債権放棄は、住民票を異動せずに転居し、連絡が取れず、最終的に弁護士に債権回収を依頼しても所在が分からない債権で、回収が極めて困難と判断し、1年間徴収停止の措置を取った上で、亀山市滞納処分判定委員会での審議を経て、やむを得ず債権放棄に至ったものである。

【その他の質疑】

・議案第51号 財産の取得について



櫻井 清蔵<勇政>



報告第3号 令和6年度 亀山市一般会計繰越明許 費繰越計算書について

●第7款 商工費、第1項 商工費、施設管理費について

Q 石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレ改修工事が令和7年度へ繰越された理由と、三重県との協議内容について尋ねる。

A 石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレ改修工事は、令和6年度内の完了を目指していたが、繰越しとなったものである。令和6年2月に三重県四日市農林事務所及び鈴鹿建設事務所と協議を行い、既存トイレと同位置・同規模であれば建築可能との回答を得ていたが、令和6年4月に現地立ち会いを行った結果、改修に当たっては、北側の崖の対策が必要であるとの指摘があり、その対策として擁壁を設置する場合、多額の費用を要することが分かった。そのため、崖条例に抵触し

ない位置への改築を検討し、再度三重県四日市農林事務所と協議を行った結果、令和6年12月に協議内容が承認された。

Q 石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレの供用開始時期はいつか。

A トイレ改修工事の工期は令和7年2月12日から同年7月11日までを予定している。この期間中に既存トイレの取り壊しも行うため、新しいトイレの使用開始は、令和7年7月1日頃を予定している。

Q 繰越明許費を極力少なくする責務があると思うが、市長の見解を尋ねる。

A 当年度内に予算を執行することは、当然の責務であると認識しているが、今回の石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレ改修のように、様々な不可抗力や状況等により、年度内の執行が困難となるケースもあるため繰越明許の仕組みにより、議会へ報告し、執行していく。



鈴木 達夫<結>



議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

●改正による市の財政への影響について

●令和7年度税制改正において、基礎控除の引き上げと特別控除が創設されたことによる市民生活への影響について

Q 給与所得控除の見直しと扶養親族に係る所得要件の改正による市税収入への影響について尋ねる。

A 給与所得控除が現行の55万円から65万円に引き上げられることから、市税収入は約2500万円減少すると試算している。減収に対する国の直接的な交付金等による補てんについては、現時点において明確ではないが、地方交付税の基準財政収入額で加味されるのではないかと考えている。

Q 扶養親族に係る所得要件が103万円から123万円に引き上げられることにより、市税収入への影響はあるのか。

A 扶養親族等に係る所得要件は、従来の48万円以下から58万円以下に拡大される。これにより扶養の範囲が広がるが、被扶養者の有無や家族構成が影響するため、算定することが難しい状況である。

Q 今回の税制改正による、市民の働き方への影響について尋ねる。

A 大学生年代の親族が扶養者の税額軽減のため、扶養になれる範囲でアルバイト等の収入金額を調整していたが、特定親族特別控除が創設され、給与収入が123万円を超えても188万円以下までは、7つの区分により段階的に扶養者は所得控除の適用があるため、扶養の範囲内に収まるようアルバイトの日数調整を考える必要性が低くなるのではないかと考えている。



福沢 美由紀<日本共産党>



議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

●軽自動車税の身体障がい者等に対する種別割の減免申請について

Q 身体障がい者等に対する軽自動車税の減免申請の変更内容について尋ねる。

A 減免申請時に運転免許証の提示が必要であったが、マイナンバーカードに運転免許証情報が記載されたマイナ免許証でも可能となるため、従来の運転免許証を提示する代わりに、マイナ免許証で手続きができるようになる。

Q マイナ免許証には運転免許証の情報が見えないが、カードリーダーで読み取ることができるのか。

A マイナ免許証をお持ちの方は、ご自身のスマートフォンに「マイナ免許証読み取りアプリ」をダウンロードすることで、情報を表示

させることができる。アプリを利用できない方やスマートフォンをお持ちでない方のために、市役所でもカードリーダーを用意し、申請時に情報を読み取れるようにする予定である。

Q 市役所には現在カードリーダーがないが、いつ頃導入されるのか。また、費用は国が負担するのか。

A 減免申請については、納期限の7日前までに申請が必要であり、令和7年度の申請はすでに終了しているため、令和8年度の減免申請までに導入したいと考えている。また、カードリーダーの費用は数千円程度と聞いており、市が負担することになる。

【その他の質疑】

・議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について



櫻木 善仁<新和会>

議案第50号 令和7年度 亀山市一般会計補正予算 (第2号)について

●第10款 教育費、第5項

社会教育費、文化振興費の減額理由について



Q 文化振興費の地域の芸術環境づくり助成金 60万円の減額理由について尋ねる。

A 地域の芸術環境づくり助成事業は、実施主体が、市や指定管理者等で、企画政策能力の向上や効率的な文化施設の利活用を推進する事業を対象としている。そのため、亀山市文化会館の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会が実施する自主製作事業について、これまでも三重県を通じて申請を行い、採択されてきた。令和7年度も昨年度と同額の60万円を一般財団法人自治総合センターに申請したが、令和7年3月に助成金の

不採択通知があったことから、申請額の全額である60万円を減額したものである。

Q 一般財団法人自治総合センターの助成事業として毎年採択されていることから、令和7年度も予算計上したと推測するが、採択結果に左右される助成金については、採択が正式に決定した後に予算措置を講じることが財政運営上適切であると考えているが、市の見解を尋ねる。

A 本助成金については、平成29年度以降、毎年度申請を行い、申請額と同額の助成額で採択されているため、令和2年度以降は当初予算で計上してきたが、今後は採択の可否決定後とし、適正な予算計上に努める。

【その他の質疑】

- ・議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- ・報告第5号 令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について



一般質問

子ども、保護者、教職員が 安心できる学校での支援体制を

森 美和子<公明党>

学校問題解決のための支援体制について

●文部科学省の「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」について

●学校の施設管理について

Q 地域社会が多様化、複雑化する中で、学校だけでは解決することが難しい課題が出てきている。本市が積み上げてきた福祉分野のノウハウを教育に活かしながら、文部科学省のモデル事業を参考に子ども、保護者、教職員の安心につなげていく必要があると考えるが、教育委員会の見解を尋ねる。

A 福祉分野との連携の中で、子ども、保護者、教職員の安心につながる体制づくりは、子どもたちが安心して成長できる環境づくりの重要な方策の一つと考えている。現在、福



祉と連携した取組により、保護者の理解を深め、問題解決を図っている。また、これらの強化を図るために、問題発生時の学校現場での初期対応や解決までの手順、管理職の対応力が重要であると考えていることから、引き続き、対応していく。

Q 日常のトイレ清掃を、児童・生徒が行うことは教育の一環として重要と考えるが、学期ごと又は、年に1回、外部委託による清掃を行うなど、トイレの衛生管理をする必要があるのではないか。

A トイレ清掃の教育的意義を踏まえ、現時点では、外部委託は考えていない。学校におけるトイレを含めた清掃活動は、子どもたちがみんなで協力することを通して、責任感や公共心を育むほか、学校がきれいになることで環境を大切にする意識が芽生えるなど、子どもたちが社会に出てから役立つ力や心を育む重要な教育活動であるため、他市町の状況を注視しながら研究していきたいと考えている。

【その他の質問】

- ・プレコンセプションケアについて



持続可能な農業経営支援の 施策の展開を求める

深水 隆司<新和会>



農業振興について

- 稲作の現状について
- 地域計画について
- 今後の取組について

Q 毎年2月に農業者から提出される「水稻生産実施計画書及び営農計画書」に記載されている生産面積配分率の達成割合について尋ねる。

A 生産面積配分率は、市内の水田において水稻を作付する面積の目標割合で、米価の安定と市産米の振興のため、農林水産省が示す主食用米生産量の目安に基づき、亀山市農業再生協議会で決定している。令和7年度の生産面積配分率は78.5%で、前年度と比較し、5.9%増となっているが、転作の推進や担い手不足による休耕地の増加により現状の作付面積割合は66%にとどまっており、主食用米の生産量の目安を下回っている。

Q 現在の米不足の状況や、国の増産方針を踏まえ、今後も水稻生産実施計画を続けていくのか。

A 水稻生産実施計画の生産面積配分率は、米の生産目標面積を示す重要な指標であり、この目安を達成することにより、農業者の経営安定につながるものと考えていることから、今後も引き続き提示していく。

Q 高齢化や後継者不足、耕作放棄地等の増加等の人と農地の問題を解決し、地域の農業を将来にわたって継続させるため、市内18地区で定められた地域計画をどのように活用していくのか。

A 地域計画の今後の活用については、国が示す地域計画変更マニュアルに基づき、毎年PDCAサイクルにより見直しを行う。

Q 持続可能な農業経営に向けた今後の取組について尋ねる。

A 持続可能な農業を促進するためには、スマート農業の導入や米のブランド化は重要な取組であると認識しており、他市町の事例や市内の米の栽培品種などを調査するなど研究を進めていく。

【その他の質問】

- ・防災対策について
- ・中学校部活動の地域展開等について



地域の救急医療を支える 取組への亀山市の姿勢は

今岡 翔平<勇政>



救急救命士の派遣について

- 現状について
- 市の救急救命体制について
- 消防本部の人員体制について

Q 三重大学病院との連携で行われるハイブリッドワークステーションとはどのような事業なのか。

A ハイブリッドワークステーションは、救急救命士の育成、救急医のタスクシフティングによる三次救急の円滑化、地域と三重大学病院の連携関係の構築を目的として、令和5年4月から実施されている。現在、県内15消防本部のうち、三重大学病院近隣の5消防本部が事業に参加しており、本市は令和7年1月から半年間、救命救急士1名を派遣している。

Q 近隣市町はこの事業に救急救命士を1年間派遣しているのに対し、本市は半年である理由を尋ねる。

A 三重大学からは、原則6カ月の派遣で修了証書が発行されるが、可能であれば1年間継続した派遣でも良いということであった。派遣期間が長ければ効果が高くなることは承知しているが、消防学校教育や救急救命士の養成研修派遣など、他の派遣計画もあるため6カ月とした。

Q この事業は単なる研修ではなく、地域の救急医療を支える重要な取組だと考えるが、市長の見解を尋ねる。

A 市民の安心・安全のために、一次・二次・三次の救急医療機関との連携強化は重要である。また、本市においても同様の考え方にに基づき、市立医療センターと連携したワークステーション事業を平成25年度から開始し、救命士等の研修体制の充実、医療機関との連携の推進など高度化・多様化する救急需要に対応していく。今後も、三重大学のハイブリッドワークステーションをはじめとする育成の体制や人員の適正な管理等に取り組んでいく。

【その他の質問】

- ・市有財産売却に関する媒介制度について



商業施設の積極的な誘致と市民への情報発信の強化を

草川 卓也<結>



- コストコ誘致について**
 ●コストコ誘致の見通しについて
 ●大規模施設整備事業とまちづくりの一体的推進について

Q コストコ亀山倉庫店の操業に向けて必要とされる行政手続きやスケジュールなど、今後の見通しについて尋ねる。

A コストコ亀山倉庫店の操業に向けては、行政手続きに約半年、土地の造成工事に約1年、建物の建築工事に約1年を要し、合計すると約2年半の期間が必要と見込まれている。

Q 立地協定を締結した際に2024年から2026年に開業すると示されたが、法的拘束力を伴う期限であるのか。また、現実的に開業は可能であるのか。

A コストコと交わしているのは操業に向けた立地協定であり、契約ではないため法的拘束力はない。令和8年中の開業は厳しい状況であると推察しており、現在、物価高騰などの経済状況の変化により、建設時期を見極めている状況で、一定の条件が整い次第早期に開

業したいと伺っている。

Q 今後の協議や、市からの財政的支援の考え方について市長の見解を尋ねる。

A 本市の産業立地政策については、製造業を中心に進めてきた産業誘致活動が有効であったと認識している。今後も景気に左右されない多種多様な産業の集積を目指すため、現在の産業構造にさらに厚みを増すような業種の誘致が重要であり、持続可能な財政運営と雇用の拡充を図っていきたい。

Q 現在のごみ処理施設は稼働から25年以上が経過し、老朽化が進んでいる。次期施設に「ストーカ炉」が導入された場合、ごみの分別方法、有料ごみ袋の導入など、方針がどのように変わるのか。

A ストーカ炉が導入された場合、ごみの分別ではガラス・食器類及びプラスチック類は別途分別収集し、再資源化が必要となる。ごみ袋の有料化や指定袋の導入については、リユースやリサイクルなどの4Rの取組によりごみ排出量が年々減少しているため、必要はないと考えている。また、家庭ごみの持ち込みサービスについては、今後も維持していく方針である。

【その他の質問】

- ・切れ目ない子育て支援体制の構築について
- ・災害対策DXについて



亀山駅前交差点の信号機及び横断歩道撤去の撤回を求める

服部 孝規<日本共産党>



御幸橋の信号撤去の方針を警察が決めたことについて

- この問題を市が知ったのはいつかについて
- 信号撤去はやめるべきだと考えるが市の見解について
- 今後の取組について

Q 亀山駅と旧国道1号線がつながる御幸橋の交差点の信号機撤去の方針を市が知ったのはいつなのか。

A 令和7年4月30日に、服部議員からの問い合わせにより、庁内関係部署に確認の上、同日、亀山警察署に事実確認を行ったところ、令和7年4月24日に三重県公安委員会で意思決定され、令和7年度中に撤去する予定であることを確認した。

Q 市民が多く利用する亀山駅前の重要な交差点の信号機を撤去することは、市民に大きな影響があり、市に事前相談なく決定されたこ

とは不誠実である。当該信号機の撤去については撤回を求めるべきと考えるが市の見解を尋ねる。

A 亀山駅前への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機に関して、事前に本市への意見聴取もなく、三重県公安委員会において撤去が決定されたことを遺憾に思っている。安全で円滑な交通通行と市民の安全確保は最重要課題であり、交通安全施設の適切な維持及び管理は不可欠であることから、将来的にも車の交通量や歩行者、自転車の通行量の増加が見込まれる重要な地点の信号機の必要性は非常に高いものである。よって、去る5月14日付けで、三重県公安委員会、三重県警察本部、県道亀山城跡線の道路管理者である三重県道路整備部に対し、信号機撤去の撤回を求める要望書を提出した。

【その他の質問】

- ・下水道使用料の改定について



葬祭費の支給要件の見直しを

新 秀隆<公明党>



国民健康保険の葬祭費について

- 支給の現状と根拠について
- 他市における支給状況について
- 今後の支給の考え方について

Q 国民健康保険葬祭費の支給方法と実績について尋ねる。

A 国民健康保険の被保険者が亡くなられた際、葬祭を行った方からの国民健康保険葬祭支給申請書、及び葬祭を行ったこと分かる会葬礼状や葬祭に係る領収書等で確認の上、現金5万円を支給している。過去3年の実績は、令和4年度が64件で320万円、令和5年度が66件で330万円、令和6年度が69件で345万円であった。

Q 葬祭を行わない場合でも、遺体は搬送され一時的に保管されるため、20万円近く費用が発生する。葬祭費の支給は必要と考えるが、

三重県内の各市の支給額と支給要件はどうか尋ねる。

A 県内13市の支給状況については、支給額は本市と同様に一律5万円、支給要件は、本市と同様に葬祭を行うことを必要としている市が6市、葬祭を行わず火葬のみでも支給している市が7市である。

Q 令和元年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、家族葬の増加や火葬のみ行うなど、葬祭の形が変化してきたことから、火葬のみの場合においても支給対象とすることを検討する考えはないのか。

A 葬祭費の支給額や支給要件については、法的な規定や基準がなく、各市町の判断に委ねられている。本市では葬祭を行った方への支給を原則としていることから、火葬のみの場合は対象外としている。近年では、ライフスタイルや価値観の多様性により葬儀に対する考え方も変化していることから、支給要件については、他市の状況を参考にするとともに、後期高齢者医療との整合性も踏まえ、今後、研究し、検討していきたい。

【その他の質問】

- ・再生可能エネルギーの活用について
- ・スクールバスの安全対策について



使ってもらえるから使いたくなる公共交通への転換で「選ばれる自治体」へ

櫻木 善仁<新和会>



次期総合計画における地域公共交通の課題と対応について

- 繰り返し浮かび上がる地域公共交通の課題に対し、次期総合計画でどう応えるのか。

Q 次期総合計画の策定に向けて令和6年度に実施された市民アンケートの「バスが便利である」という項目は、最も満足度が低い評価を受けている。現行の地域公共交通施策と市民が抱く不満や不便さとの間に実感のギャップがあり、施策の改善が強く求められていると考えるが、市はどのように分析しているのか。

A 60項目余りあるアンケート項目の中で、地域公共交通の市民満足度は最も低いものとなっている。一方で、鉄道やバスの利便性に係る市民の重要度は高い状況が続いているため、公共交通の利便性向上は本市における早期に改善すべき都市課題の一つである。

Q 自宅から学校や駅までの通学を保護者が車で送迎することが常態化し、保護者負担の増加、駅周辺の混雑、交通安全上の課題を引き起こしている。この課題の改善に向けて、シャトルバスの運行や朝夕の時間帯

に特化した通学支援などの具体的施策の検討を行っているのか。また、実証実験やモデル地区での試行ができないのか。

A 学生の通学需要への対応は、乗車密度の底上げやまちのにぎわいの向上につながり、進学、学生生活の支援、送迎車両による駅前の混雑緩和等にも寄与することが期待できる。引き続き、通学実態や学生の意向把握に努め、実質的な需要見込み等の検討も行いながら、利用促進に向けた環境改善や、より定時制・利便性を高められる運行手法の研究など、通学にも利用しやすい公共交通の在り方について、次期地域公共交通計画の改定も見据えつつ検討を重ねていく。

Q 選ばれる自治体となるためには「使いたくなる公共交通への転換」が必要であり、市民の暮らしの実情に寄り添い、地域公共交通の仕組みを柔軟に見直していく姿勢が求められると考えるが、市長の見解を尋ねる。

A 選ばれる自治体を目指す地方創生の取組が重要であり、真に必要とされる方を中心により出かけたくなる、使いたくなる輸送サービス形態へと進化させる必要がある。今後は、地域や交通事業者と連携し、地域公共交通の輸送サービスを再構築、市民意向の反映など、さらなる取組を進めていく。

【その他の質問】

- ・公立保育所の役割と今後の方向性について
- ・シカによる山林被害の拡大と土砂災害リスクに関する現状と対策について



不登校対策への きめ細やかな支援を

伊藤 彦太郎<勇政>

不登校の対策について

●学校及び市の対策について



Q 不登校について、学校と市教育委員会はどうに対応しているのか。

A 各学校では、生徒指導担当や不登校支援担当が中心となり、不登校の未然防止から早期発見・早期対応、再登校支援などの取組を進めている。平成6年度からは、各学校に校内教育支援センターを設置し、学校へ行きづらい、教室に入りづらい児童・生徒にとって、落ち着いた空間の中で自分のペースで学習や生活できる環境を整えている。また、本人の状況に合わせたプリントや課題の提供・ICTを活用したオンライン授業など一人ひとりのニーズに応じた支援のほか、家庭訪問など継続的なアプローチも行っている。また、教育委員会では、学校に通うことが難しい児童・生徒のために、青少年研

修センターに亀山市教育支援センター「ふれあい教室」を設置・運営している。その他にも、NPO法人への業務委託、図書館内に初期不登校対応教室「サークルルーム」を設置、少人数での活動や個別学習を提供している。

Q 不登校の児童・生徒に対する学習評価など、各学校だけでは対応できない場合に、教育委員会としてフォローする必要があるのではないかと。

A 不登校は、多様な要因が複雑に重なって起こるものであると認識しており、各学校の取組を最大限に支援しながら必要に応じて医療機関や児童相談所など様々な関係機関と連携し、児童・生徒の状況に応じた複合的な支援が提供できるよう努めている。また、学習成果を適切に評価するための指針である「学校以外で学ぶ児童・生徒の学習評価に関するガイドライン」により、子どもたちが安心して学び自立に向けた力を育めるよう、努めている。

【その他の質問】

- ・まちづくりにおける市営住山住宅周辺地域の位置付けについて
- ・企業誘致について



市有財産の有効活用と 地域の課題解決を

鈴木 達夫<結>

市有財産の未利用地の把握について

●市道、緑地等は財産としてどう捉えているか

●歳入確保の観点から見た未利用地の活用について



Q 緑地管理の考え方と、今後の緑地の利活用について尋ねる。

A 産業及び住宅団地開発等に伴い整備されており、地域の環境や景観の維持向上に寄与する機能を有しているものと認識している。維持管理については、樹木等の成長等により道路の通行に支障を来し、周辺の生活環境へ影響を及ぼすなどの課題が発生し、その対策として維持管理費が増加している状況である。このような課題に対応するため、地域の要望を踏まえつつ、生活環境への影響の度合いや利用状況を考慮し、予算の範囲内で一定の対応をしている。今後、緑地として維持しながら利活用が可能な土地については、地域のニーズを十分に踏まえ、一時的な駐車場とし

ての活用を含めた有効な利活用策を検討し、地域の問題解決や、併せて維持管理費の低減にも取り組んでいく。

Q 開発行為の申請の際に、隣接する機能不全な緑地や市道、赤道がある場合、申請者の理解の下で売却等の情報提供を行い、地域の理解を得た上で、売却や貸付の対象とすべきと考えるが、市の見解を尋ねる。

A 開発行為の際には、区域内の赤道等の公共施設について、原則として機能交換や相互帰属、機能回復が不要な場合は払い下げを前提としている。事業者への情報提供については、事前の相談や協議、都市計画法に基づく開発協議の中で事業者の意向を聴き取り、関係部署と連携して積極的に土地利用の協議を進めてきた。また、開発後に市に帰属され、機能が低下した緑地等の公共施設については、生活環境への影響を最小限に抑え、地域住民の理解を得るなどの一定の基準の下、売却や賃貸を慎重に検討していく必要があると考えている。維持管理費等財政的な面からも、機能低下した緑地等の公共施設の売却や賃貸等は十分に検討し、積極的に進めていく。

【その他の質問】

- ・市有財産の売却に関する媒介制度について
- ・新庁舎建設候補地市有財産について



性教育の充実と公共施設での生理用品の常備に向けて検討を

福沢 美由紀<日本共産党>



生理の尊厳について

- 包括的性教育について
- 公共施設の個室トイレへの生理用品設置について

Q 小・中学校では、生理に関する性教育はどのように行われているのか。

A 小学校では4年生の体育科の保健で、体の発育・発達について学び、中学校では保健体育科で思春期の体の変化や性との向き合い方について学習しており、いずれも男女共習で行っている。

Q 国際的に推奨されている「包括的性教育」については、どのように取り組んでいるのか。

A 本市では、低学年から性について繰り返し学び、体の大切さを発達段階に応じて徐々に理解していくことを目指している。体育科や保健科以外の授業でも、特別活動で「プライベートゾーンを知る学習」や、理科では「ヒ

トの誕生」、性の多様性を学ぶ「共生」については、社会科などを通じて基本的人権を学習している。

Q 公共施設の個室トイレへの生理用品の設置について、トイレトペーパーのようにトイレにあることに意味があり、三重県では試行的に生理用品が配布されるとのことである。国においても男女共同参画局から補助金や交付金のメニューの中に生理用品の問題も入れた形で進めており、本市もその方向に取り組んでいただきたいと考えるが、市の見解を尋ねる。

A 現在、経済的な理由で生理用品の購入が困難な方や、急な生理で必要となった方のために、本庁舎、関支所、あいあい、図書館、一部の公共施設、そして全ての小・中学校のトイレで生理用品を配布している。公共施設への生理用品の常備については、衛生的管理や経費の側面からも検討が必要であり、三重県の試行的取組や、国や県、他市の状況も踏まえ検討していく。

【その他の質問】

- ・亀山茶の茶農業者の育成と茶の振興について
- ・住宅リフォーム助成制度について



コストコ亀山倉庫店の進捗状況と市費投入の意義を問う

櫻井 清蔵<勇政>



コストコの進出について

- 店舗設置計画の遅れの要因として、物価高騰による建設コストの大幅な増加が挙げられるが、そのような中でも2024年に3店舗、2025年に1店舗がオープンしており、なぜ亀山店だけ着工されないのか

Q 令和6年度から令和7年度にかけて開業した他の地域のコストコ店舗は、協定締結から最短で415日、最長でも1012日でオープンしている。コストコ亀山倉庫店は、協定締結が2022年2月28日で、今日までで1201日となっているが、着工が大幅に遅れている理由と他店舗との違いを尋ねる。

A コストコ亀山倉庫店の着工が遅れている主な要因は、資材価格の高騰や、労務費の上昇により、当初の建設費を大幅に上回っていることが挙げられる。コストコからは、建設費の高騰は本市だけでなく、国内の他の計画に

ついても遅れが生じる見込みであり、現在は建設費の上昇が落ち着く時期を見計らっていると伺っている。他の地域で昨年から今年にかけて開業したコストコ店舗については、既に造成済又は平坦な土地に建設されており資材高騰の影響が少なかったため、比較的スムーズに開業に至ったものと推察している。

Q コストコとの協定に基づき、都市計画審議会での審査を経て商業地域とし、工事車両や来客者の混雑緩和のため3900万円をかけて整備した右折レーンについての市の見解と、コストコが進出しなかった場合の責任について尋ねる。

A 本市の産業振興や雇用創出、税収等への影響を踏まえ、本市としては早期立地の実現のために右折レーンの整備に3900万円の市費を投じたものである。現在もコストコの進出は進行中の案件であり、企業の事業戦略に関わるデリケートな情報も含まれるため、事業進捗に影響を及ぼす可能性があることは避けるべきと認識している。今後も引き続き本市の産業振興と雇用創出のため産業立地の促進に努めていく。

【その他の質疑】

- ・亀山駅前再開発事業の検証について
- ・放課後児童クラブの運営について



J-クレジット創出事業で 環境保全と財源確保の両立を

豊田 恵理



亀山版 J-クレジット創 出事業について

- 事業の概要について
- 今後の進め方について

Q J-クレジット制度と亀山版 J-クレジット創出事業の概要について尋ねる。

A J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素などの排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証し、そのクレジットを企業に販売できる制度である。亀山版 J-クレジット創出事業については、森林経営管理制度により森林整備を進めている森林資源を活用し、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして、国の認証後、販売するものであり、協定を締結した民間事業者と連携して進めていく。

Q J-クレジット創出の土台となる本市の森林経営管理制度の進捗状況について尋ねる。

A 市内の森林整備の必要性が高いと判断した区域から順次森林整備を実施しており、令和

6年度末時点で坂下地区において約131ヘクタールの森林整備が完了している。今後も、毎年40ヘクタールの森林整備を進めていく。

Q 本市では森林の二酸化炭素の吸収量をクレジットとして活用していくが、具体的にどれくらいの面積の森林が、どれくらいの利益を出すと試算しているのか。

A 二酸化炭素量1トンを8000円としており、森林1ヘクタールで5トンの二酸化炭素吸収量があるため、森林面積1ヘクタールで約4万円のクレジット販売収益が見込まれる。本事業の協定期間である10年間で試算した場合、実質の創出対象面積を約2100ヘクタールとして、全体のクレジット販売収益は約8400万円と見込んでいる。

Q 亀山版 J-クレジット創出事業への取組による今後の展望について尋ねる。

A 森林経営管理事業の間伐には多額の委託料が必要である中、J-クレジット創出事業の取組により収益を生み出すことができることから、さらなる森林整備を推進できると見込んでいる。今後は、J-クレジット創出事業の対象となる森林を増やすとともに、本来の森林整備の大きな目的である森林の多面的機能の維持発揮に努めていく。

【その他の質問】

- ・企業版ふるさと納税について
- ・市職員の働き方改革について



日常点検と緊急時の迅速な対応で 大雨に備えた冠水対策を

古田 吉昭



道路排水施設について

- 2024年台風10号以降の現状について
- 点検・整備について
- 今後の対策について

Q 令和6年9月の台風10号で椿世町、亀田町、川合町などで排水の詰まりにより道路冠水が発生したが、その後の対応について尋ねる。

A 発生した道路冠水の原因は、台風10号による大雨で側溝や集水ますに土砂や落ち葉等が短期間に大量に流れ込み、詰まりが発生したものである。対応については、市の道路補修作業員や年間契約している修繕工事業者により、速やかに側溝の詰まりを除去し、冠水の解消に努めた。また、一部の冠水箇所については、配水を速やかに側溝へ流入させるためにコンクリート蓋をグレーチング蓋に変更するなどの対策を行い、現在は支障なく排水機能が保たれている。

Q 道路排水の日常点検と整備はどのように行っているのか。

A 市道の側溝点検は、市の道路補修作業員が定期的

に道路パトロールを実施し、職員においても随時点検を行っている。蓋が設置されていない側溝内の落ち葉や土砂の堆積は道路パトロールで発見しやすいため、その都度清掃等の対応を行っている。また、蓋が設置されている側溝や集水ます等の堆積物はパトロールでの発見が困難なため、主に市民の皆さんからの通報による把握となっている。

Q 鉄道や道路の下を交差するアンダーパスの大雨時の対策について尋ねる。

A 冠水が規定される3か所のアンダーパスの対策として、危険水位時に稼働する排水ポンプの設置、情報板による注意喚起などがある。排水ポンプについては、点検業者により動作確認や警報の発報等の定期点検を行うとともに、台風接近が予想される際にも、職員による排水ポンプの試運転を行い、大雨に備えている。

Q 今後、どのような道路冠水対策をとっていくのか。

A 平常時は、道路パトロールや市民の方からの通報により、点検・清掃等を行い、必要に応じて、年間契約している修繕工事業者等による対応を行う。また、台風等により大雨が予想される場合は、過去に冠水した箇所や冠水の恐れがある箇所を中心にパトロールを行い、側溝や排水ます内の堆積物の除去や修繕により、予防的な冠水対策を進めていく。

【その他の質問】

- ・通学路の安全確保について
- ・熱中症対策について
- ・防犯対策について



表紙写真から

ヤギ小屋の前で（あんぜんの丘こども園）

今年4月に新築し開園したあんぜんの丘こども園は、広大な土地に建築されており、敷地内でヤギを飼育しています。園児たちは天気の良い日には、ヤギにエサをあげるためヤギ小屋まで歩いて行きます。この日は、年長児と年中児がヤギにエサをあげ、記念にヤギと一緒に写真を撮りました。

令和7年

9月定例会日程(予定)

8月29日	9月定例会開会	10:00~
9月9日	議案質疑	10:00~
10日	議案質疑	10:00~
11日	一般質問	10:00~
12日	一般質問	10:00~
17日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00~
18日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00~
19日	総務分科会 総務委員会	10:00~

24日	予算決算委員会	10:00~
25日	予算決算委員会	10:00~
29日	議会運営委員会	10:00~
30日	9月定例会閉会	10:00~

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。ホームページにも掲載しています。

議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



会議	視聴方法		インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録画	ライブ	録画	ライブ	録画
本会議	○	○	○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)	○	○	—	—	—	—

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。
皆様のご意見をお寄せください。

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gjichousa@city.kameyama.mie.jp